

## 特 養

※「従来型個室」と「多床室」の料金の違いは、[施設サービス費]と[居住費]の料金の違いです。

## 「従来型個室」

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象						介護保険給付対象外		利用者負担分		介護職員処遇改善加算 I	
		施設サービス費	看護体制加算 I 口	夜勤職員配置加算 I 口	日常生活継続支援加算 I	個別機能訓練加算 I・II	高齢者施設等感染症対策向上加算 I・II	科学的介護推進体制加算 II	居住費	食費	合計(1日)	30日間利用	
要介護 1	第1段階	589	4	13	36	12	15	50	380	300	1,399	41,970	介護保険給付対象額に14%を乗じた金額となります
	第2段階								480	390	1,589	47,670	
	第3段階①								880	650	2,249	67,470	
	第3段階②								880	1,360	2,959	88,770	
	第4段階								1,231	1,445	3,395	101,850	
要介護 2	第1段階	659	4	13	36	12	15	50	380	300	1,469	44,070	介護保険給付対象額に14%を乗じた金額となります
	第2段階								480	390	1,659	49,770	
	第3段階①								880	650	2,319	69,570	
	第3段階②								880	1,360	3,029	90,870	
	第4段階								1,231	1,445	3,465	103,950	
要介護 3	第1段階	732	4	13	36	12	15	50	380	300	1,542	46,260	介護保険給付対象額に14%を乗じた金額となります
	第2段階								480	390	1,732	51,960	
	第3段階①								880	650	2,392	71,760	
	第3段階②								880	1,360	3,102	93,060	
	第4段階								1,231	1,445	3,538	106,140	
要介護 4	第1段階	802	4	13	36	12	15	50	380	300	1,612	48,360	介護保険給付対象額に14%を乗じた金額となります
	第2段階								480	390	1,802	54,060	
	第3段階①								880	650	2,462	73,860	
	第3段階②								880	1,360	3,172	95,160	
	第4段階								1,231	1,445	3,608	108,240	
要介護 5	第1段階	871	4	13	36	12	15	50	380	300	1,681	50,430	介護保険給付対象額に14%を乗じた金額となります
	第2段階								480	390	1,871	56,130	
	第3段階①								880	650	2,531	75,930	
	第3段階②								880	1,360	3,241	97,230	
	第4段階								1,231	1,445	3,677	110,310	

## ※看取り介護加算算定について

(常勤1名以上配置し、看護職員との連携により24時間連絡できる体制を確保。)

看取りに関する指針を定め、入所の際に説明と同意を得ていること。

看取りに対する指針の策定、研修の実施、介護計画書の作成と説明、同意を得ている。)

看取り介護体制加算 I	1日につき	療養食加算(医師の指示箇にもとづく食事を提供した場合)
死亡日以前4日以上30日以下	144円	
死亡日の前日及び前々日	680円	6円／1回につき
死亡日の当日	1,280円	
個別機能訓練加算 II	20円／月	
安全対策体制加算	20円／入所初日のみ	
理容代	実費	医療費
日用品	個人購入(実費)	診療・薬代実費
		教養娯楽費
		本人希望のもの(実費)

## ※2または3割負担の方

65歳以上の方で、合計所得金額が160万円以上の方です。(単身で年金収入のみ)の場合、年収280万円以上、もしくは同一世帯の65歳以上の年金収入とその他合わせた金額が346万円以上)

詳しくは、市役所健康長寿課に負担割合についてお問い合わせ下さい。



(単位:円)

## 「多床室(相鄰室)」

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象						介護保険給付対象外		利用者負担分		介護職員処遇改善加算 I	
		施設サービス費	看護体制加算 I 口	夜勤職員配置加算 I 口	日常生活継続支援加算 I	個別機能訓練加算 I	高齢者施設等感染症対策向上加算 I・II	科学的介護推進体制加算 II	居住費	食費	合計(1日)	30日間利用	
要介護 1	第1段階	589	4	13	36	12	15	50	0	300	1,019	30,570	介護保険給付対象額に14%を乗じた金額となります
	第2段階								430	390	1,539	46,170	
	第3段階①								430	650	1,799	53,970	
	第3段階②								430	1,360	2,509	75,270	
	第4段階								915	1,445	3,079	92,370	
要介護 2	第1段階	659	4	13	36	12	15	50	0	300	1,089	32,670	介護保険給付対象額に14%を乗じた金額となります
	第2段階								430	390	1,609	48,270	
	第3段階①								430	650	1,869	56,070	
	第3段階②								430	1,360	2,579	77,370	
	第4段階								915	1,445	3,149	94,470	
要介護 3	第1段階	732	4	13	36	12	15	50	0	300	1,162	34,860	介護保険給付対象額に14%を乗じた金額となります
	第2段階								430	390	1,682	50,460	
	第3段階①								430	650	1,942	58,260	
	第3段階②								430	1,360	2,652	79,560	
	第4段階								915	1,445	3,222	96,660	
要介護 4	第1段階	802	4	13	36	12	15	50	0	300	1,232	36,960	介護保険給付対象額に14%を乗じた金額となります
	第2段階								430	390	1,752	52,560	
	第3段階①								430	650	2,012	60,360	
	第3段階②								430	1,360	2,722	81,660	
	第4段階								915	1,445	3,292	98,760	
要介護 5	第1段階	871	4	13	36	12	15	50	0	300	1,301	39,030	介護保険給付対象額に14%を乗じた金額となります
	第2段階								430	390	1,821	54,630	
	第3段階①								430	650	2,081	62,430	
	第3段階②								430	1,360	2,791	83,730	
	第4段階								915	1,445	3,361	100,830	

※但し、上記に含まれる方でも、預貯金が1000万円(配偶者がある場合は2000万円)を超える方は対象外となります。

## 要介護1または2の方の入所について

※介護保険法の改正により、平成27年4月1日以降の特別養護老人ホームへの入所については、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化され、新規入所者は、原則介護度3以上に限定されることになりました。要介護1または2の方については、やむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下施設ごとの設定している入所判定会議を経て、特例的に認められることがあります

